

引っ越しの際の主な手続き

住所変更は、定められた期間（転出届は転出前に、転入・転居届などは異動した日から14日以内）に届け出をお願いします。また個人情報を守り不正な手続きを防止するため、手続きには本人確認ができる書類が必要です。なお、代理人による手続きは原則、委任状が必要です。

市外に引っ越します

	必要な手続き	必要なもの	場 所	問い合わせ
転 出 届	引っ越し前に転出の届け出 転出証明書を受け取る	本人確認書類・印鑑	市民課、支所、出張所（河中・泊は取り次ぎのみ）	市民課 ☎948-6337 FAX934-1801
国民健康保険加入者	転出届け出時に被保険者証の返却、 保険料の精算	国民健康保険被保険者証（兼高齢受給者証）および個人番号確認書類	市民課（ひとり親家庭医療を除く）、 支所、出張所（河中・泊は取り次ぎのみ）、国保・年金課	国保・年金課（国保） ☎948-6363 ☎948-6356 FAX934-2631
国民健康保険加入世帯の学生	転出届け出時に引き続き使用できる被保険者証を受け取る	在学証明書（新入生は合格通知書と授業料納付済書）・国民健康保険被保険者証および個人番号確認書類		子育て支援課（乳幼児・ひとり親家庭） ☎948-6888 FAX934-1814
医療助成受給者（乳幼児・重度心身障害者・ひとり親家庭）	転出届け出時に受給者証を返却。市区町村で制度が異なるため、事前に引っ越し先市区町村で必要書類の問い合わせが必要		加入保険が国保以外の人は、上記の他、障がい福祉課（重度心身障害者医療）、子育て支援課（乳幼児・ひとり親家庭医療）	障がい福祉課（重度心身障害者） ☎948-6936 FAX932-7553
後期高齢者医療	転出届け出時に被保険者証を返却（県外転出時は負担区分等証明書などを受け取る）	後期高齢者医療被保険者証	市民課、支所、出張所（河中・泊は取り次ぎのみ）、高齢福祉課	高齢福祉課 ☎948-6370 FAX934-1763
介護保険被保険者	転出届け出時に被保険者証を返却	介護保険被保険者証	市民課、北条・中島支所（他の支所は返却のみ）、介護保険課	介護保険課 ☎948-6919 FAX934-0815
国民年金加入者 公的年金を受けている	本市の手続きなし。引っ越し先市区町村で住所変更手続き 原則手続きは不要ですが、「住所変更届」が必要な場合もあるため、引っ越し先市区町村または年金事務所へ			
身体障害者手帳 療育手帳	本市の手続きなし。引っ越し先市区町村で住所変更手続き			障がい福祉課 ☎948-6369 FAX932-7553
精神障害者 保健福祉手帳	本市の手続きなし。引っ越し先市区町村で住所変更手続き			保健予防課 ☎911-1816 FAX923-6062
児童手当を受けている （公務員除く）	転出届け出時に消滅届を提出	印鑑	市民課、支所、出口出張所（河中・泊は取り次ぎのみ）、子育て支援課	子育て支援課 ☎948-6354 FAX934-1814
小中学生（市立）がいる	転出届け出時に発行する「転校通知書」を在学学校に提示し、転校用書類を受け取る		市民課、支所、出口出張所	（教）学校教育課 ☎948-6870 FAX934-1815
125cc以下のバイク（本市ナンバー）を持っている	廃車または名義変更手続き（廃車手続きのみ郵送受け付け可）	場合により異なるため事前にお問い合わせください	市民税課、北条・中島支所（廃車の手続きのみ他の支所でも取り次ぎ可）	市民税課 ☎948-6302 FAX934-1802
犬を飼っている	本市の手続きなし。引っ越し先市区町村で登録変更を申請	本市の犬の鑑札・印鑑	転出先の担当課	生活衛生課 ☎911-1862 FAX923-6627
上 水 道	料金精算のため転出3日前までに、電話または市ホームページでヴェオリア・ジェネッツ(株)松山営業所へ届け出			ヴェオリア・ジェネッツ(株)松山営業所 ☎915-0311 FAX913-1332
下 水 道	井戸水・簡易水道を使用していた人は、転出（1人でも転出する場合を含む）前に使用中止または世帯人数変更を届け出（電話受け付け可）			下水道サービス課 ☎948-6530 FAX934-1981



市内で引っ越します

	必要な手続き	必要なもの	場 所	問い合わせ
転 居 届	引っ越した日から14日以内に転居の届け出	本人確認書類・印鑑	市民課、支所、出張所（河中・泊は取り次ぎのみ）	市民課 ☎948-6337 FAX934-1801
マイナンバーカードまたは住基カード（所有者のみ） 通知カード（所有者のみ）	転居届け出時に表面記載事項変更の届け出	マイナンバーカードまたは住基カードとその暗証番号 通知カード・本人確認書類	市民課、支所、出口出張所	
国民健康保険加入者	転居届け出時に被保険者証の住所変更	国民健康保険被保険者証（兼高齢受給者証）および個人番号確認書類	市民課、支所、出張所（河中・泊は取り次ぎのみ）、国保・年金課	国保・年金課 ☎948-6363 FAX934-2631
医療助成受給者（乳幼児・重度心身障害者・ひとり親家庭）	転居届け出時に受給者証の住所変更	受給者証・受給者全員の健康保険証・印鑑	市民課（ひとり親家庭医療を除く）、支所、出張所（河中・泊は取り次ぎのみ）、国保・年金課▶加入保険が国保以外の人（これから国保に加入する人は除く）は、障がい福祉課（重度心身障害者医療）、子育て支援課（乳幼児・ひとり親家庭医療）でも可	子育て支援課（乳幼児・ひとり親家庭） ☎948-6888 FAX934-1814 障がい福祉課（重度心身障害者） ☎948-6936 FAX932-7553
国民年金加入者 公的年金を受けている	手続きなし 原則手続きは不要ですが、「住所変更届」が必要な場合もあるため、国保・年金課または年金事務所へ			
身体障害者手帳 療育手帳	転居届け出後、「記載事項変更届」を提出し、手帳の記載事項を変更	身体障害者手帳 印鑑・療育手帳	障がい福祉課、北条・中島支所	障がい福祉課 ☎948-6369 FAX932-7553
精神障害者 保健福祉手帳	手帳の住所変更	精神障害者保健福祉手帳・個人番号確認書類・本人確認書類・印鑑	保健予防課	保健予防課 ☎911-1816 FAX923-6062
小中学生（市立）がいる	校区が変わる場合は、転居届け出時に発行する「転校通知書」を在学学校に提示し、転校用書類を受け取る		市民課、支所、出口出張所	（教）学校教育課 ☎948-6870 FAX934-1815
犬を飼っている	登録の住所変更	犬の鑑札・印鑑	生活衛生課、支所、河中・出口・泊出張所	生活衛生課 ☎911-1862 FAX923-6627
上 水 道	(旧住所) 料金精算のため転居3日前までに、電話または市ホームページでヴェオリア・ジェネッツ(株)松山営業所へ届け出。(新住所) 使用開始のため、玄関に取り付けの水道使用届を郵送するか、電話または市ホームページでヴェオリア・ジェネッツ(株)松山営業所へ届け出			ヴェオリア・ジェネッツ(株)松山営業所 ☎915-0311 FAX913-1332
下 水 道	井戸水・簡易水道を使用していた人またはこれから使用する人は、転居（1人でも転居する場合を含む）時に使用中止・開始または世帯人数変更を届け出（電話受け付け可）			下水道サービス課 ☎948-6530 FAX934-1981

